

## 交通事故の援護制度のお知らせ

交通事故被害世帯の皆さんに次のような援護制度がありますので、ご利用ください

### 【交通遺児等育成資金貸付（無利子）】

- 対象 自動車事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すことになったご家庭のお子様で、0歳から中学卒業まで
- 貸付金額 1人につき最初一時金15万5千円  
以後月額2万円、小・中学校入学時に入学支度金4万4千円
- 返還方法 月賦又は月賦・半年月賦併用による20年以内での均等払い
- 返還猶予 機構職員にご相談ください

### 【重度後遺障害者介護料支給】

- 対象 自動車事故により、脳、脊髄、または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方
- 支給額 月額29,290円～136,880円の間で、障害の程度により支給  
「短期入院」費用があれば別途支給
- 支給期月 支給月は3、6、9、12月で3カ月分を一括支給

### ◆お申し込み・お問い合わせ先

独立行政法人 自動車事故対策機構 旭川支所  
TEL0166-40-0111

## 町道の通行止めのお知らせ

町道秋里豊野間2号道路につきましては、冬期間の積雪によりなだれの発生の恐れがあることから、下記の期間中、通行止めと致します。地域の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解して頂きますようお願い致します。

### 記

1. 通行止め路線 町道秋里豊野間2号道路
2. 位置 秋里 佃地先から元豊野小学校より  
国道側約200m地先までの区間
3. 通行止め期間 平成24年12月から  
平成25年3月まで

